

(株) 大沼商品券還付手続に関するQ & A

- Q1 東北財務局からの封筒が届きましたが、どうしたらよいですか。
- (株) 大沼商品券の還付申し出をした方に対する配当が令和2年12月21日に行われたことから、支払いに関する書類等が東北財務局長から債権者様宛てに送付されています。還付金の払渡請求をするためには、同封の払渡請求書類に記載し、添付書類とともに、山形地方法務局供託課宛て送付してください。
- Q2 どのような手続きが必要なのですか(個人の債権者様)。
- 山形地方法務局供託課宛てに(1)供託金払渡請求書、(2)東北財務局長発行の「証明書」を送付してください。加えて、東北財務局長発行の証明書に記載されている還付金額が10万円以上の場合は、供託金払渡請求書に実印を押印していただき、市町村長発行の発行後3か月以内の印鑑証明書も提出していただく必要があります。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大しております。感染拡大防止のため、郵送で請求書を提出されますようお願いいたします。
- 郵送用の封筒は、東北財務局から送付される書類に同封されていますので、切手を貼って御利用ください。
- Q3 どのような手続きが必要なのですか(会社法人の債権者様)。
- 山形地方法務局供託課宛てに(1)供託金払渡請求書(2)東北財務局長発行の「証明書」(3)法務局発行の発行後3か月以内の印鑑証明書を提出してください。
- なお、供託金払渡請求書に押印する印鑑

は、届出されている実印になります。なお、令和3年3月22日以降に払渡請求書を提出される場合は、資格証明書（発行後3か月以内のもの）も必要ですので、併せて提出してください。

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大しております。

感染拡大防止のため、郵送で請求書を提出されますようお願いいたします。

郵送用の封筒は、東北財務局から送付される書類に同封されていますので、切手を貼って御利用ください。

Q4 供託金払渡請求書の用紙はどこでもらえますか。

東北財務局から送付される書類に同封されていますので、その用紙を御利用ください。

Q5 法務局の窓口に行けば、すぐ還付金はもらえますか。

窓口請求では、郵送請求も含めた請求書類の到着順で処理することになるので、すぐに還付金をお支払いすることはできません。

Q6 還付金を現金で受け取ることはできますか。

現金でのお渡しはできません。銀行等の預貯金振込によりお支払いします。小切手によるお受け取りの場合は、お受け取りになった後、日本銀行山形代理店（窓口は9時から15時まで）での換金が必要になりますし、申請順に審査しますので、その日にお渡しすることができません。番号札を交付しますので、審査完了後に当方が指定した日に、番号札と払渡請求書に押印した印鑑を持参して、再度来庁していただくこ

とになります。

郵送請求で口座（預貯金）振込をしていただくと、来庁の必要もないので、ぜひ御利用ください。

Q7 払渡請求後、振り込まれるまでの期間はどのくらいですか。

書類が法務局に届いてから、約1か月程度を予定していますが、書類到着順に受付致しますので、混雑しますと場合によってはもう少しお時間をいただくかもしれません。振込手続き後に、お手紙でお知らせいたします。

Q8 今回送付された東北財務局長の証明書に書かれている者が、死亡した場合はどうすればよいですか。

死亡した方の相続人から請求していただくこととなります。その場合、相続を証する書面として亡くなった方の戸籍謄本等の添付が必要となります。添付する書類は、事案により異なりますので、法務局にお問い合わせください。

Q9 Q8の証明書に記載された住所や氏名が、現住所や現在の氏名と違っていましたが、どうすればよいですか（個人の債権者様）。

(1) 住所移転した場合

Q8の証明書の住所から現在の住所に移転した記載のある住民票または戸籍の附票を添付してください。

(2) 氏名に変更があった場合

Q8の証明書の氏名から現在の氏名に変更したことが分かる戸籍謄抄本を添付してください。

(3) 債権申出時の誤り

債権申出の際の誤りが証明できる場合は、その証明書の添付が必要です。

御不明な場合は、法務局までお問合せください。

- Q10 Q8の証明書に記載された本店, 商号, 代表者の氏名が, 現住と違っていますが, どうすればよいですか (会社法人の債権者様)。
- (1) 本店移転した場合
Q8の証明書の本店から現在の本店に移転した記載がある登記事項証明書。
- (2) 商号変更した場合
Q8の証明書の商号から現在の商号に変更した記載がある登記事項証明書。
- (3) 代表者が変更した場合
Q8の証明書の代表者から現在の代表者に変更した記載がある登記事項証明書。
- (4) 債権申出時の誤り
債権申出の際の誤りが証明できる場合は, その証明書の添付が必要です。
御不明な場合は, 法務局まで, お問合せください。
- Q11 本人名義の口座がないので家族名義の口座に振り込んでもらえますか。
- 委任状があれば, 振り込みできます。その際は, 委任状に請求者の実印を押印していただき, 市町村長発行の発行後3か月以内の印鑑証明書の添付が必要になります。
- Q12 本人名義の口座がないので振込以外の方法を教えてください。
- 口座振込の方法がとれない場合は, 次の方法があります。
- (1) 小切手により受け取る方法
郵便請求の場合はできません。法務局に直接お出でになり, 払渡請求書類を提出してください。ただし, 申請順に審査しますので, その日にお渡しすることはできません。当方が指定した日に, 番号札と払渡請求書に押印した印鑑を持参して, 再度来庁していただくこととなります。小切手は日本銀行山形代理店 (山形

銀行本店)で換金することになります。

(2) 隔地払いの方法

山形市以外に住所がある方の場合は、その住所地、または最寄りの銀行等で支払いを受ける隔地払いによることができます。

Q13 ゆうちょ銀行の口座でも振り込みできますか。

ゆうちょ銀行の口座にも、振り込むことができます。その場合、口座番号として払渡請求書に記載していただく番号は、通帳の表紙裏に記載している「記号・番号」です。ゆうちょ銀行から他行宛て送金可能な口座番号(H21.1導入全銀システム対応)ではないので御注意願います。

なお、口座番号・支店名・口座名義人(カタカナ)を誤って記載すると振り込みできない場合がありますので、よく確認して記載してください。

Q14 還付請求はいつまで行うことができますか。

配当の日(令和2年12月21日)から10年間は還付請求できます。

Q15 私は法務局に行けないので代わりに家族から請求できますか。

基本的に、還付金の請求は証明書に書かれている本人からしかできません。ただし、御家族の方を代理人として、あなた様から御家族への委任状を添付した上で請求することは可能です。御本人から郵送請求していただければ、委任状の添付は要しませんし、来庁される必要もありませんので、郵送による請求を御検討ください。

<p>Q16 商品券を持っていましたが、期間内に債権の申出をしなかったのですが、どうなりますか。</p>	<p>法務局では分かりかねますので、詳しくは、東北財務局理財部金融監督第三課（Tel 022-263-1111（内線3123））にお問合せ願います。</p>
<p>Q17 配当金額の決定方法について知りたいのですが。</p>	<p>配当率の決定方法については、東北財務局にお問合せ願います。 <Q16の連絡先と同じ></p>
<p>Q18 配当証明書を紛失してしまいました。どうすればよいですか。</p>	<p>Q16に同じ</p>
<p>Q19 山形地方法務局の払渡請求する際の場所を教えてください。</p>	<p>令和3年3月31日までは山形地方法務局3階専用会議室にて、それ以降は山形地方法務局2階供託課で行っています。</p>